

新年を迎え、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

本年は、国連によって定められた「国際森林年」です。森林の多面的機能の重要性を再認識するとともに、森林・林業・木材産業の再生、発展に向けた取組を一層進めるまたとない機会です。

この記念すべき年に当たって、我が国の林政においても、「森林・林業再生プラン」元年として、多方面にわたって施策を推進していきたいと考えております。

年頭所感

昨年11月には、「森林・林業再生プラン」の推進にあたっての具体的な対策について、最終とりまとめが農林水産大臣に報告されました。この「森林・林業再生プラン」は、昨年6月に閣議決定されました「新成長戦略」において国家戦略プロジェクトの一つに位置付けられております。今後、森林計画制度の見直しやフォレストター制度の創設、路網整備の加速化、施業集約化、搬出間伐の推進に加え、国産材の効率的な加工、流通体制づくりや木

材利用の拡大に向けて、大規模物流に対応できる素材の供給体制や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備、木質バイオマスや公共建築物への利用を含めた木材利用の多角化等に取り組んでまいります。

また、昨年10月に施行されました、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、今後、政府が率先して木材利用に努めることにより、地方公共団体の主体的な取組と、これらを取り



爆剤とした一般の住宅や建築物への波及効果が期待されているところであり、「森林・林業再生プラン」の実行のために大きな役割を果たすものと考えております。

さらに、現在伐採量の約半分を占める未利用間伐材等を木質バイオマスとして有効に活用するため、経済産業省と連携して、発電事業用設備に対する「再生可能エネルギー」の全量買取制度の導入に向けた検討を進めていく考えです。

また、昨年12月に公布されました「地域

資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる6次産業化法は、農林水産業をさらに活性化させるきっかけとなるものであり、林政においても6次産業化への取組を着実に進めてまいります。このことが、林業・木材産業を含む、「食と農林漁業の再生」にも資するものと信じております。

これらの施策を通じ、10年後の木材自給率が50%以上となるよう努力してまいります。

一方、本年は、国際約束である京都議定書の第一約束期間末を来年に控え、我が国の温室効果ガス削減目標の6%のうち3.8%を森林吸収が占めることから、森林の適正な整備を通じて引き続き森林吸収源対策を着実に推進することも極めて重要であると考えております。

このように、本年は林政の大きな転換点となる1年であり、林野庁は国民の皆様からの御期待に応えられるよう、関係する都道府県や市町村等とも連携を密にさせていただきます。着実な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしました。年頭の御挨拶とさせていただきます。